

独立行政法人国立病院機構東広島医療センターにおける
公的研究費等の取扱いに関する行動規範

令和3年11月1日 制定

国立病院機構における研究活動、とり分け公的研究費等（注）は、国民の信頼と負託によって支えられているものであり、その不正使用はこれを大きく損なうものであって、それを起こした研究者が所属する研究機関ばかりではなく、我が国の科学技術振興体制を根底から揺るがしかねないものです。

このことを踏まえ、東広島医療センターは、公的性格を有する臨床研究の信頼性と公正性を担保し、国立病院機構の研究活動に対する国民の信頼を確保するため、研究活動を遂行する上での行動（態度）の基準を行動規範として次のとおり定めます。

東広島医療センターの研究者及び公的研究費等の運営・管理に関わる全ての職員（以下「研究者等」という。）は、以下の事項を誠実に実行しなければなりません。

1. 研究者等は、公的研究費等が東広島医療センターの管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費等の使用に当たり、関係する法令等及び国立病院機構が定める規程等並びに事務処理手続きを遵守しなければならない。
3. 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、公的研究費等の運営・管理に関わる事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、公的研究費等の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係する法令等及び国立病院機構が定める規程等の知識習得、事務処理手続きの理解に努めなければならない。

（注）公的研究費等とは、補助金、委託費、運営費交付金、助成金、寄付金等を財源として東広島医療センターで扱うすべての研究費をいいます。